

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第  
92号）（教育委員会事務局指導部総合育成支援課）

京都市立白河総合支援学校東山分校を京都市立東山総合支援学校として独立させる  
こととしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市条例第 92 号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。

本則第2項中「及びその分校」を削る。

別表京都市立白河総合支援学校東山分校の項中「京都市立白河総合支援学校東山分校」を「京都市立東山総合支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)